

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の掲げる事項のうち、無線局（登録局を除く。）の主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 3 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。
- 5 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

A－2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 **A** なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が **B** である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 **C** のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより **D** にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 **C** のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C	D
1 総務大臣の免許を受け	0.5ワット以下	適合表示無線設備	他の無線局
2 総務大臣の免許を受け	0.5ワット以下	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	電波天文業務の用に供する受信設備
3 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	5ワット以下	適合表示無線設備	電波天文業務の用に供する受信設備
4 総務大臣の免許を受け	5ワット以下	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	電波天文業務の用に供する受信設備
5 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	0.5ワット以下	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	他の無線局

A－3 次の記述は、船舶の航海船橋に通常設置する無線設備について述べたものである。無線設備規則（第37条の28）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その A に、当該設備の発する磁界が B の機能に C を明示しなければならない。

- | | | |
|-----------------|----------|---------------|
| A
きょう | B | C |
| 1 筐体の見やすい箇所 | 他の電氣的設備 | 障害を与え得る旨の注意書き |
| 2 設備の外部 | 磁気羅針儀 | 障害を与え得る旨の注意書き |
| 3 設備の外部 | 他の電氣的設備 | 障害を与えない最小の距離 |
| 4 筐体の見やすい箇所 | 磁気羅針儀 | 障害を与えない最小の距離 |

A－4 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許が効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に A なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C D の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局については、次の表の左欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。(注)
- 注 当該無線設備のうち、設置場所、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであって総務大臣が別に告示するものについては、同表の右欄に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無 線 設 備	必要な措置
(1) 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	E 。
(2) (1)を除く船舶局の無線設備	D を撤去すること。

- ⑥ ④に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|-------------|
| A | B | C | D | E |
| 1 届け出 | 1箇月以内 | 二週間以内に | 送信装置 | 電池を取り外すこと |
| 2 申請し | 1箇月以内 | 遅滞なく | 送信装置 | 送信回路を取り外すこと |
| 3 申請し | 10日以内 | 二週間以内に | 空中線 | 電池を取り外すこと |
| 4 届け出 | 10日以内 | 二週間以内に | 送信装置 | 送信回路を取り外すこと |
| 5 届け出 | 1箇月以内 | 遅滞なく | 空中線 | 電池を取り外すこと |

A－5 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 2 混信を避けるために、送信機及び受信機を選択及び使用は、無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に従わなければならない。
- 3 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 4 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して運用しなければならない。
- 5 局が無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に適合しているが、そのスプリアス発射によって有害な混信を生じさせる場合には、その混信を除去するため、特別な措置を執らなければならない。

A－6 次の記述は、船舶局の閉局の制限について述べたものである。無線局運用規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局は、次の(1)及び(2)に掲げる通信の終了前に閉局してはならない。

- (1) A 及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信（これらの通信が B で行われている場合等であって C と認めるものを除く。）
- (2) 通信可能の範囲内にある D から受信し又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信（空間の状態その他の事情によってその通信を継続することができない場合のものを除く。）

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信	後方	当該通信が良好に行われるようになった	海岸局
2 遭難通信、緊急通信、安全通信	遠方	自局に関係がない	海岸局及び船舶局
3 遭難通信	遠方	当該通信が良好に行われるようになった	海岸局及び船舶局
4 遭難通信	後方	自局に関係がない	海岸局
5 遭難通信、緊急通信、安全通信	後方	自局に関係がない	海岸局

A－7 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の A 以上、 B 、その機能を確認しておくなければならない。
- ② 電波法第35条第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、毎月1回以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- ③ C を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- ④ ①から③までの義務船舶局等においては、①から③までによりその機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を D に通知しなければならない。

A	B	C	D
1 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	双方向無線電話	船舶の責任者
2 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	双方向無線電話	船舶の責任者
3 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	船上通信設備	その無線局の免許人
4 航行中毎月1回	当該無線設備の試験機能を用いて	船上通信設備	その無線局の免許人
5 航行中毎月1回	当該無線設備により試験電波を発射して	双方向無線電話	その無線局の免許人

A－8 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- 4 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下、海岸局等という。）は、遭難通信を受信したときは、現に通信を行っている場合を除き、直ちに海岸局等の責任者に通知し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A－9 次の記述は、遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第75条の2、第76条及び第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の(1)から(3)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、A を省略することができる。
- (1) 警急信号
- (2) 遭難呼出し
- (3) 遭難通報
- ② 遭難呼出しは、無線電話により、次の(1)から(3)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) メーデー（又は「遭難」）3回
- (2) こちらは1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 B
- ③ 遭難呼出しは、特定の無線局に C 。
- ④ 遭難呼出しを行った無線局は、D、遭難通報を送信しなければならない。
- ⑤ 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までの事項を順次送信して行うものとする。
- (1) 「メーデー」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ⑥ ⑤の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び E で示す距離によって表すことができる。

	A	B	C	D	E
1	(1)の事項	3回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里
2	(2)の事項	1回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	キロメートル
3	(2)の事項	3回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	海里
4	(1)の事項	1回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	キロメートル
5	(2)の事項	1回	あてなければならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里

A－10 遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものを次の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- 2 電波法第50条（遭難通信責任者の配置等）第1項の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
- (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
- (2) 第二級海上無線通信士
- (3) 第三級海上無線通信士
- 3 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、総務大臣が別に定める業務経歴を有し、かつ、主任無線従事者として選任されている者とする。
- 4 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、電波法施行規則第35条の2（遭難通信責任者の要件）第1項各号の順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。
- 5 船舶の責任者は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A－11 次の記述は、無線局の免許状及び無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局に備え付けておかなければならない免許状は、 A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、 C は、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

	A	B	C
1	主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	その業務に従事しているとき
2	主たる送信装置のある場所	できる限り上部	電波を発射するとき
3	主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	電波を発射するとき
4	主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	その業務に従事しているとき

A－12 次の記述は、安全呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第96条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「 A 」又は「 B 」を3回送信して行うものとする。
- ② 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「 A 」又は「 B 」を3回送信して行うものとする。
- ③ ②の安全通報は、 C するものとする。ただし、安全通報であって D に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ④ ②の通報には、通報の E を附さなければならない。

	A	B	C	D	E
1	パン パン	警報	その通報を入手した直後から送信	特定の相手方	出所及び日時
2	セキュリテ	警報	その通報を入手した直後から送信	一定の時刻	出所及び日時
3	パン パン	警報	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	一定の時刻	種類及び重要度
4	パン パン	安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	一定の時刻	種類及び重要度
5	セキュリテ	安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	特定の相手方	種類及び重要度

A－13 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、 A における人命の安全に関するすべての電気通信並びに B に関する C に対し、 D 優先順位を与えなければならない。

	A	B	C	D
1	海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	すべての電気通信	絶対的
2	海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な電気通信	絶対的
3	異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての電気通信	可能な範囲で
4	異なる国相互間	国際赤十字活動	特別に緊急な電気通信	可能な範囲で

A-14 次の記述は、GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件について述べたものである。
STCW条約（改正を含む。）（注2）の附属書第4章第4-2規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
注1 海上における遭難及び安全に関する全世界的な制度
注2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- ① GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、 A が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- ② SOLAS条約（改正を含む。）（注3）により B を備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
- (1) C 以上であること。
- (2) 承認された D 、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。
- 注3 海上人命安全条約

A	B	C	D
1 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	18歳	教育及び訓練を修了し
2 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	18歳	教育及び訓練を修了し
3 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	20歳	実務経歴を有し
4 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	20歳	実務経歴を有し

A-15 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が B 以下のものは、この限りでない。
- ② 4MHzから26.175MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置（無線設備規則第40条の7第1項の送信装置を除く。）は、①にかかわらず、その空中線電力を B 以下に、 C 以内ごとに容易に低下することができるものでなければならない。
- ③ F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①にかかわらず、その空中線電力を D 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

A	B	C	D
1 50パーセント	25ワット	50パーセント	5ワット
2 75パーセント	25ワット	75パーセント	1ワット
3 50パーセント	75ワット	75パーセント	1ワット
4 75パーセント	75ワット	50パーセント	5ワット

B－1 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その ア に限る。ただし、 イ のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、 ウ ことができる。
- ③ 船舶局は、 エ と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は オ について、 エ から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| 1 船舶の航行中 | 2 船舶の航行中及び航行の準備中 |
| 3 受信装置 | 4 無線電話の送受信装置 |
| 5 その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める | 6 その運用の停止を命ずる |
| 7 海岸局又は船舶局 | 8 海岸局 |
| 9 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力 | 10 使用電波の型式若しくは周波数 |

B－2 海上移動業務の無線局が行う次に掲げる通信のうち、電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- イ 免許人以外の者のための通報であって、急を要するものを送信するために行う海岸局相互間、海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- ウ 船舶局において、当該船舶局の船上通信設備相互間で行う通信
- エ 国又は地方公共団体の事務に関する通報であって、急を要するものを送信するために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- オ 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶の間に発受するものをいう。）に関する通信

B－3 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸地球局は、遭難警報を受信したときは、遅滞なく、遭難船舶の付近にある船舶地球局に対し、当該遭難警報の中継を送信しなければならない。
- イ 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- ウ 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第2号に規定する周波数（注）の電波を使用して、無線電話及びデジタル選択呼出装置により電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。
注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。
- エ 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- オ 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第2号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。
注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

B－4 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の 措置を執ることを約束する。
- ② もっとも、構成国は、 を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。
- ③ 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
 - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を 傍受すること。
 - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られた について、 、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを すること。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 システムに適合するすべての可能な | 2 システムを改善する |
| 3 自国が締約国である国際条約の実施 | 4 国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施 |
| 5 許可なく | 6 密かに |
| 7 すべての種類の情報 | 8 特定の情報 |
| 9 窃用 | 10 公表若しくは利用 |

B－5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- イ 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- ウ 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- エ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- オ 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。